

補 足 事 項

(補足事項 1)

本件業務に配置される現場責任者（広島市委託契約約款第 8 条に既定する現場責任者）及び第一種又は第二種電気工事士は、受注者の被雇用者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）でなければなりません。

なお、被雇用者の雇用期間の要件及び雇用関係の確認方法については、建設工事に係る現場代理人の確認方法（参照先：「広島市ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)」→「事業者向け情報」→「都市整備」→「公共事業の情報化と技術管理」→「工事受注者の方へ」→「建設工事に係る現場代理人、主任（監理）技術者の雇用関係」→「建設工事に係る現場代理人、主任（監理）技術者の雇用関係について」）に準じます。

(補足事項 2)

本件業務の施行について、受注者が契約内容を誠実に履行しない場合や本市の承諾なしに各作業の開始・完了時期の変更を行った場合は、指名停止措置等を行うことがあります。変更を行う必要が生じた場合は本市と協議の上、承諾を得て業務を履行してください。

(補足事項 3)

広島市委託契約約款第 4 条第 2 項で「受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。」と規定していますが、本件業務における主たる業務を第三者に請け負わせ、又は委任することについて本市は承諾しません。

(補足事項 4)

仕様書等に含まれる「公園緑地等維持管理標準仕様書（令和 8 年 1 月改訂（平成 23 年 1 月制定）広島市都市整備局緑化推進部）」は緑化推進部公園整備課（市役所 6 階）及び各区役所維持管理課で閲覧できます。

また、広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) → 「事業者向け情報」 → 「公園・緑化」 → 「広島市の公園・緑地」 → 「広島市の公園・緑地に関するお知らせ」 → 「公園緑地等維持管理標準仕様書／道路・公園緑化ガイドライン／公園共通代価表」でダウンロードできます。

(補足事項 5)

本件業務では、主たる業務以外の作業について下請を入れる場合、業務打合せ簿（公園緑地等維持管理標準仕様書の提出書類様式のうち様式 8）により本市へ承諾願を提出するものとします。公園緑地等維持管理標準仕様書の提出書類様式の末尾に掲載している記入例を参考に、下請についての承諾願を作成・提出し、あらかじめ本市の承諾を得てください。